

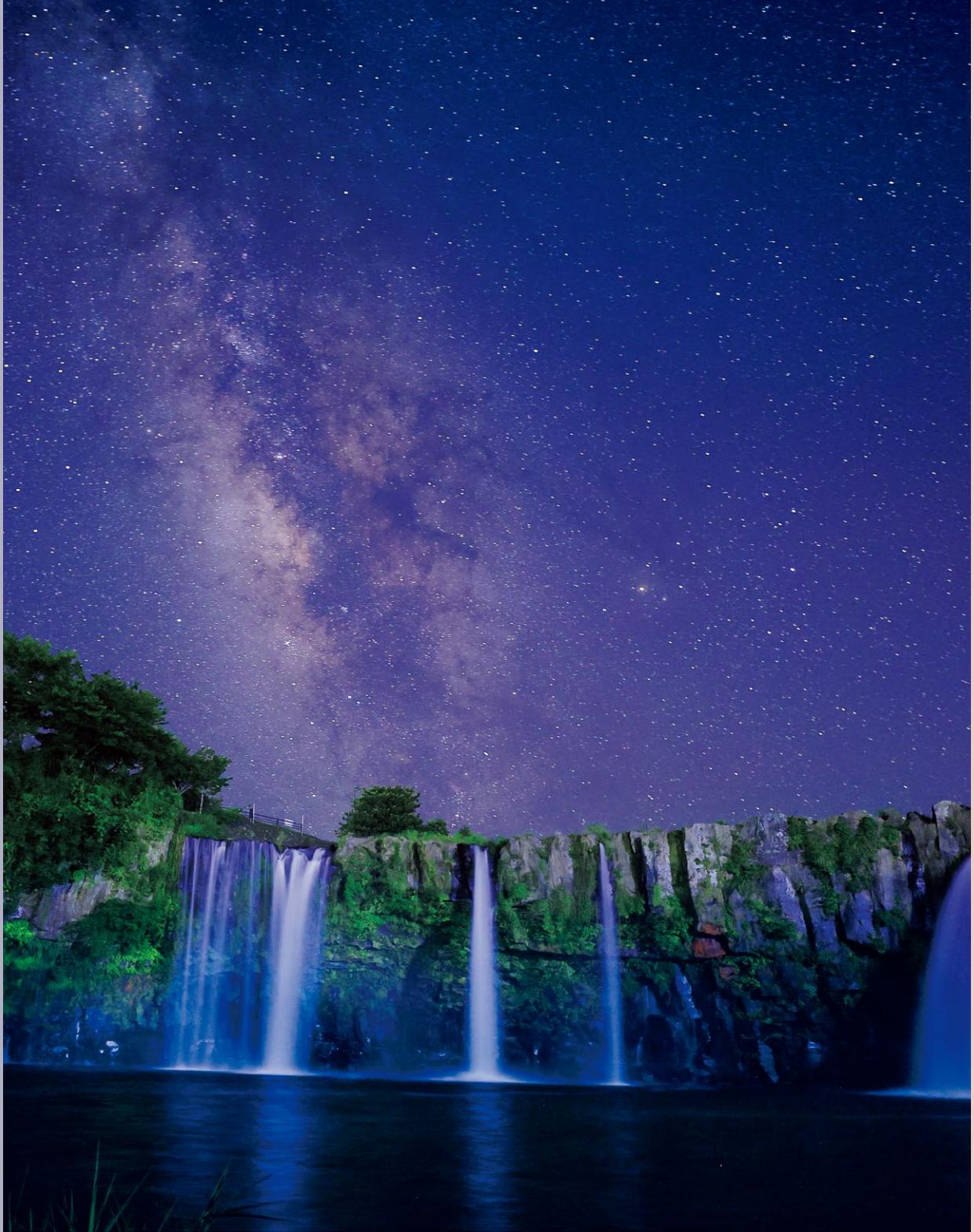
S H O W A H O U J I N K A I

公益社団法人

昭和法人会

会報

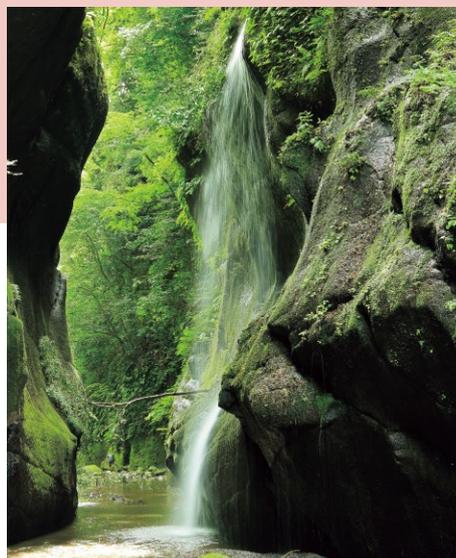
'22|09 205号



写真/原尻の滝と天の川 大分県豊後大野市緒方町
撮影/昭和法人会津賀田支部 若山義一氏

- 【主な記事】 ●公益社団化 第1回 通常総会 (P1~3)
●昭和税務署人事異動 (P4~5)
●新署長・副署長・統括官インタビュー (P6~9)

公益社団法人 昭和法人会 事務局
昭和区広見町1-13-4 大栄ビル1階
TEL (052) 882-9677 FAX (052) 882-7798
令和4年9月20日発行



由布川峡谷 大分県由布市挾間町
撮影/昭和法人会津賀田支部 若山 義一氏

CONTENTS

-
- 1～3 公益社団化 第1回 通常総会
-
- 4～5 昭和税務署人事異動
-
- 6～9 新署長・副署長・統括官インタビュー
-
- 10～17 税務署だより
-
- 18～19 県税広報
-
- 20～21 市税広報
-
- 22～23 福利厚生制度のご案内
-
- 24～25 青年部会コーナー
-
- 26～27 女性部会コーナー
-
- 28 初級簿記教室／初任者税務研修会
-
- 29 新設法人説明会／税務研修会
-
- 30 市内四法人会合同経済講演会／支部合同狂言鑑賞会
-
- 31 インターネットセミナーのご案内／企業情報・格付情報照会サービス
-
- 32 市内ブロック主催合同講演会 開催案内／当面の行事予定
-

公益社団化 第1回 通常総会

令和4年6月6日(月) ●メルパルク名古屋



昭和法人会では、6月6日(月)メルパルク名古屋において1,735名(実出席130名、委任状1,605名)の正会員の参加を得て、公益社団化第1回通常総会を開催しました。

当会は、令和4年4月1日付で、監督官庁である愛知県から公益法人としての認定を受けたことから、今回の総会の回号も振り出しに戻り第1回目の開催といたしました。

総会議長は、定款の規定により伊藤会長が務め、審議事項として、〔第1号議案〕令和3年度決算報告承認の件、及び〔第2号議案〕役員補充選任案承認の件が上程され、それぞれ満

場一致により議案は承認されました。

その他報告事項として、「令和3年度事業報告」「令和4年度事業計画」並びに「令和4年度予算」も併せて報告を受け、その後、組織拡大に貢献のあったA I G損保に対し感謝状を贈呈しました。

来賓として、新型コロナウイルス感染症の影響により来場いただく人員を絞りましたが、昭和税務署長 岡直人氏及び昭和税務連絡協会会長(名古屋税理士会昭和支部長)の佐藤彰洋氏からそれぞれご祝辞をいただき総会は盛会裏に終了いたしました。

会長あいさつ

(公社) 昭和法人会 会長 伊藤敏宏

公益社団法人 昭和法人会の公益社団化第1回通常総会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多用の中、この総会にご参加いただきました役員及び会員の皆様、誠にありがとうございます。

また、来賓として、公務ご多用の中、昭和税務署から岡署長様を始め、石川筆頭副署長様、松永法人課税第一統括官様、さらに税務連絡協議会のお仲間として佐藤会長様にもご臨席をいただきました。誠にありがとうございます。

冒頭、まずもって、皆様にご報告させていただくことは、昨年の総会にてご承認いただいた公益社団化につきまして、議案書の1ページに掲載しておりますとおり、去る4月1日に監督官庁である愛知県に認定いただき、晴れて「公益社団法人昭和法人会」としてスタートすることができました。このことは10年前の総会での皆様とのお約束を果たすこととなり、先行して公益法人として活動を進めている他の法人会にやっと追い付いたという思いであります。

当会は、組織形態は変わりましたが、事業活動においては、大きな変化はありません。基本的には公益事業に軸足を置きつつ、会員はもとより一層税知識の普及活動や地域社会にも貢献してまいりたいと考えておりますので、引続き皆様にもご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、一昨年2月、突然発生した新型コロナウイルス感染症は、すでに2年を経過しましたが、依然として感染数は衰えておらず、まだまだ収束を迎えたいとは言えない状況になっています。

さらに、ロシアによるウクライナへの侵攻は、決して他人事とは思えず、各国の支援や経済制裁等が行われておりますが、これらは私たちの生活や経済活動にも大きな影響を与える事態となっています。何とか一日も早くこれらの争いが収まり、平和で安寧な生活が送れる日を心より待ち望んでおります。

しかし、私たち企業経営者にとっては、いかなる状況下においても、企業の存続繁栄や従業員を含めた生活を守るため、厳しい企業運営を強いられている中であっても、なんとか私たちの英知と国民の協力により乗り越えていかなければならないと思います。

コロナ禍やウクライナ問題など、先行きはまだまだ読めない状況ですが、ここにお集まりの方々、また会員企業の皆様には、この厳しい状況をなんとか乗り越えられ、是非とも勝ち抜いていただきたいと



冒頭のあいさつを述べる 伊藤会長

念じております。

ところで、昨年度の当会の事業活動においては、後ほどご報告させていただきますが、このようにコロナ禍の影響は一昨年度ほどの影響ではありませんでしたが、計画した事業については峻別して、実施できると判断した事業は推進し、厳しいと判断した事業は勇気をもって中止するなど、事業に参加する皆様の健康と安全を第一に考えて事業展開してまいりました。

中でも、地元に対する地域貢献事業である講演会や演奏会等の事業は概ね実施することができ、社会貢献事業である市民まつりの中止に対しては前年に続き公立図書館への図書への寄贈に取り組むなど、当会の役割を社会的にも果たしてまいりました。

本日の総会は、公益社団法人に組織変更して最初の総会であり、その回号も「第1回」と振り出しに戻って開催させていただきました。

今後は、公益社団法人としての社会的責任も増し、各種制約も加わってまいりますが、昭和法人会の良き伝統を継承しつつ、3,000社を超える大きな企業の団体として、しっかりと舵取りをしてまいりたいと思います。

特に、その運営にご協力をいただいている役員の皆様方には、社業のほかボランティアで法人会活動にご協力いただくこととなりますが、引続きよろしくお願い申し上げます。

結びに、今、日本いや全世界に振り注がれている試練に対し、心を一つにして乗り越え、我々企業経営者としても国家繁栄の一員としてその役割を果たしてまいりたいと思います。企業経営の先端に立ってご努力される皆様には、大変な事も多々あると存じますがともに頑張ってもらいましょう。

本日、本総会にご出席いただきましたご来賓並びに会員の皆様の益々のご健勝とご隆盛を心より祈念いたしまして、冒頭、会長としての挨拶とさせていただきます。



ご来賓の岡昭和税務署長



ご来賓の佐藤昭和税務連絡協議会長

《ご来賓の方々》

- | | |
|-------------------------|---------|
| ・昭和税務署 署長 | 岡 直人 様 |
| ・昭和税務署 筆頭副署長 | 石川たき子 様 |
| ・昭和税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 | 松永 潔 様 |
| ・昭和税務連絡協議会 会長 | 佐藤彰洋 様 |

総会記念経営講演会

講師：信州大学特任教授・法学博士 山口 真由 氏

演題『世界の潮流、日本の現在地』

本年の通常総会終了後に開催した「総会記念経営講演会」は、講師に昨今テレビ等で数多くの番組に出演され、人気を博している信州大学特任教授・法学博士の山口真由様に講演いただきました。

講演会の開催に当たっては、マスクの着用や座席の間隔を空けるなど、新型コロナウイルス感染防止策を施し実施いたしました。参加者は、総会参加者を大幅に上回る221名の方が参加され、講演会のみに参加された方も多数お見えになりました。

山口先生は、講演のテーマとして演題を『世界の潮流、日本の現在地』と題して、山口先生の幼少期の頃の話に始まり、「家」＝「ファミリー」、「家族」＝女性、「家族」＝「会社」、「家」と「個」の関係やジェンダー問題など多角的な視線で、オリジナルで作成されたパワーポイント映像を使いながら相克の彼方にへと話は展開し、中でも、ご自身で経験された官僚時代や家族観、女性観など幅広い視野からのお話やエピソードなどを交え、面白おかしく、参加者を飽きさせない絶妙な話術と笑顔でわかりやすく講演いただきました。

締めくくりに、参加者の方からの突然の質問にもてきばきとお答えいただき、とても有意義な講演会となりました。





副署長
木下 真紀子



法人課税第一統括官
梅山 竜樹



退任のご挨拶

前昭和税務署長
岡 直人

この度の定期人事異動により、昭和税務署長を最後に税務行政の第一線から退くことになりました。公益社団法人昭和法人会の皆様には、昨年7月に署長として着任して以来、短い期間ではありましたが、温かい御支援、御協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

ここに至る40有余年、様々な仕事を経験させていただく中で、多くの方との出会いがあり、いずれの仕事も思い出深いものがありますが、その中でも昭和税務署の勤務は、私にとりまして大変有意義でありました。

とりわけ、本年4月に公益社団法人昭和法人会として生まれ変わり、新たなスタートを切られた節目の年に、一年間皆様とお付き合いをさせていただいたことは、非常に感慨深く、また、大変光栄に感じております。

昭和法人会におかれましては、70有余年の長い歴史の中、法人会の理念に基づき、正しい税知識の普及と納税道義の高揚を目的とした事業をはじめ、近年は公益性の高い事業推進を念頭に置いた、地域社会の健全な発展を目指した幅広い活動を積極的に展開され、これらの活動を通じて税務行政の円滑な運営に多大な貢献をしてこられました。

特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する防止策の影響が長く続き、事業活動にもその影響がある中、税務・企業経営に関する研修会の開催、児童・生徒への租税教室への講師派遣、税に関する絵葉書コンクール作品募集事業などに積極的に取り組まれたほか、一部中止となった事業には、代替事業を実施されるなど、活発に事業を展開されました。

これらの活動は、私どもにとりまして誠に心強い御支援であり、その取組に対しまして心から感謝申し上げます。

さて、昨今の税を取り巻く環境は、経済取引の国際化、コロナ禍でのICT化・デジタル化の急速な進展により大きく変化しており、さらに、令和5年10月にはインボイス制度が導入されます。

このような中、私ども税に携わる者としていたしましては、納税者サービスの充実と適正・公平な課税・徴収に努めるとともに、様々な課題に対応してまいりますので、昭和法人会の皆様方には、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人昭和法人会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。

1年間、お世話になり、本当にありがとうございました。

役職名	氏名	前役職
個人課税第三部門 統括国税調査官	松山 典正	三島署 個人課税二部門 統括官
個人課税第四部門 統括国税調査官	笹田 剛	(留任)
個人課税第五部門 統括国税調査官	丸山 能久	昭和署 個人課税六部門 統括官
個人課税第六部門 統括国税調査官	増田 由華	課税一部 課税総括課 主査
個人課税部門 連絡調整官	清水 洋二	豊橋署 個人課税一部門 記指推進官
特別国税調査官(資産)	林 勝	(留任)
特別国税調査官(資産)	高橋 秀樹	四日市署 特官(資)
資産課税第一部門 統括国税調査官	市川 元美	課税一部 資産課税課 主査
資産課税第二部門 統括国税調査官	小嶋 弘喜	(留任)
資産課税第三部門 統括国税調査官	永井 秀憲	昭和署 資産課税二部門 上席
資産課税部門 連絡調整官	藤原 和美	小牧署 資産課税部門 連調官
特別国税調査官(法人)	河原 隆	(留任)
特別国税調査官(法人)	永田 秀徳	岐阜南署 特官(法)
特別国税調査官(法人)付 連絡調整官	本多 光弘	昭和署 法人課税六部門 上席
法人課税第一部門 統括国税調査官	梅山 竜樹	沖縄国税事務所 課税総括課 情報技術専門官
法人課税第二部門 統括国税調査官	關 善雄	調査部 調査七部門 主査
法人課税第三部門 統括国税調査官	大倉 義久	(留任)
法人課税第四部門 統括国税調査官	中村 香	西尾署 法人課税二部門 統括官
法人課税第五部門 統括国税調査官	小野 明敏	(留任)
法人課税第六部門 統括国税調査官	後藤 操	(留任)
法人課税第七部門 統括国税調査官	山口 由美	半田署 法人課税七部門 統括官
審理専門官	原田 正春	(留任)
法人課税部門 連絡調整官	藏田 ますみ	(留任)

新署長インタビュー

INTERVIEW

●令和4年8月5日(金) 昭税務署 署長室



新署長 松井 保之氏

〈プロフィール〉

松井 保之 (まつい やすゆき)

生年月日 昭和37年6月19日生(60歳)

出身地 三重県

職 歴

昭和60年4月 名古屋国税局採用
平成24年7月 豊橋税務署 副署長
平成26年7月 名古屋国税局 総務部 税理士監理官
平成28年7月 名古屋国税局 総務部 企画課長
平成29年7月 熊本国税局 中津税務署長
平成30年7月 名古屋国税局 課税第二部 消費税課長
令和 元年7月 伊勢税務署長
令和 2年7月 名古屋国税局 総務部 会計課長
令和 3年7月 名古屋国税局 課税第一部 国税訟務官室長
令和 4年7月 昭税務署長(現職)

1 出身地、お住まい、家族の状況、ご趣味は何ですか。幼少期や学生時代はいかがお過ごしでしたか。

三重県桑名市にある私の実家に妻と二人で暮らしています。

息子二人は就職して一人暮らし、母は施設に入所中であり、一軒家に二人暮らしなので程よい距離感で生活しています。

週末はアンチエイジングのため、10キロのランニングを習慣にしています(最近は暑いのでさぼり気味です・・・)。コロナ禍以前はマラソン大会(10キロの部)にも出場していました。次のシーズンは再開する大会も多いと思うので、また出場したいと思っています。

そのほか、ちょうどコロナ禍になる前に軽キャンピングカーを買っていたこともあり、旅行代わりに妻とキャンプに行く機会が増えました。自然の中でボーっとしているとよい気分転換になります。

2 着任され昭税務署や管内の印象はいかがですか。

昭税務署勤務は2回目、平成元年7月から平成5年7月までの4年間、法人課税部門に所属していました。当時から管内に持っている印象は、人口が多く面積も広い、大学が多い、いわゆる富裕層の方が多い、管内西部は商工業地区、東部は自然豊かな地区であるといった特色があり非常に魅力的な地域だと感じています。

久しぶりに昭税務署に戻ってきて、周辺は随分様変わりしましたが、税務署の建物は当時のままで、非常に懐かしく感じました。

ちなみに税務署の建物は昭和38年8月に落成しており、来年8月には還暦を迎えますが、建て替え計画はなさそうなので、まだまだ頑張ってもらわなければなりません。

3 これまで大分県中津署長、伊勢署長をお勤めになられ、この度昭税務署長として3署目の署長に着任されましたが、署長として心掛けられている事項や抱負をお聞かせください。

署長として3署目の勤務になりますが、いつも心掛けていることは、相手の立場になって考えることです。

これを仕事に関して言うと、「対外的には、納税者の皆さんが税務行政に何を求めておられるのかを意識する」、「部内的には、職員が働きやすい環境を作ること意識する」、また、プライベートに関して言うと「妻を怒らせないように意識する」ということになるでしょう。

4 若い職員が多いように思われますが、どのようなご指導をされていますか。

最近の若い人達は「Z世代」と呼ばれ、他の世代とは価値観が相当異なるように言われますが、私達の世代も就職したころは「新人類」と言われていました。

世代間ギャップはいつの時代もありますが、税務職員として引き継ぐべき価値観はしっかりと引き継ぎつ



署長室を訪問した広報委員会の面々

〈署長室訪問者〉

広報委員長	吉田	英晃
広報委員	神谷	陽志
広報委員	後藤	秀臣
広報委員	川崎	諾
広報委員	川村	貴子
女性部会長	山本	裕子
同副部会長	桜井	博子

つも、若い世代の考えも尊重したいと思います。そのためにはコミュニケーションをしっかりととり、お互い相手が何を考えているかを理解することが大切だと思っています。

5 信条や座右の銘など、日頃大切にされている言葉などはありますか。

「人間万事塞翁が馬」です。

人生、幸・不幸がいつ来るかは分かりませんし、不幸と思っていたことが幸せに転じることもあります。幸せか不幸かは気持ちの持ち方次第なので、一喜一憂せず、何事も前向きに捉えるようにしています。

6 これまでのお仕事や勤務地において、印象に残ったお仕事や勤務された署などはありますか。

名古屋法務局に出向して訴訟関係の仕事をしたこと、熊本国税局管内の中津税務署で署長をしたことです。慣れ親しんだ組織や地域を離れて異なった環境で仕事をしたことにより、それまで当たり前と思っていた価値観や考え方が、実は当たり前でないことに気付かされました。そのおかげで少し視野が広がった気がします。

7 消費税法の改正に伴うインボイス制度の導入が間近に迫っておりますが、まだまだ制度の趣旨が行き届いているとは思われません。今後、事業者に対するどのような対応をお考えですか。また、事業者に対してお知らせしたい事項はありますか。

令和5年10月1日に導入される適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度に関し、適格請求書発行事業者の登録に係る申請書の提出は、令和3年10月1日から申請が可能となり、現在もその周知・広報に努めているところです。

私どもといたしましては、インボイス制度の円滑な導入に向けて、昭和法人会をはじめとする関係民間団体等の皆様と連携しながら、説明会等を通じてお知らせすべき事項について、積極的な周知・広報を行ってまいりますので、会員の皆様におかれましても、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、昭和法人会の税務研修会等の講師として、私どもの職員を積極的に派遣いたしますので、要請いただきたいと考えておりますとともに、事業者の方を対象としたインボイス制度等説明会を、昭和税務署会議室において開催しておりますので、開催日程など詳細は、法人課税第一部門へお問い合わせいただき、ご参加いただきたいと思います。

8 本事務年度の税務行政の運営に当たって、重要な課題はどのようなことでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、経済社会のデジタル化が一層加速する中で、国税組織のデジタル化は喫緊の課題です。国税庁では「税務行政のデジタルトランスフォーメーション」の取組方針をHPで公表しておりますが、署としては、e-Taxの推進とキャッシュレス納付の利用拡大に引き続き取り組んでいきたいと思っています。

令和3年分の確定申告においては、自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方が、税務署の確定申告会場で所得税等の申告書を作成・提出した方の数を初めて上回りました。

法人会の会員企業の皆様におかれましても、従業員の方々へスマートフォンなどを利用した自宅からのe-Taxを推奨していただけると幸いです。

9 昭和法人会は、本年4月に公益社団法人に移行しました。今後、昭和法人会に期待されることはありますか。

昭和法人会におかれましては、活動の基本方針として正しい税知識の普及や納税意識の高揚を掲げ、良き経営者を目指す方々の団体として長年にわたり歩んでこられ、また、充実した事業活動の展開を通じて、地域社会の健全な発展にも貢献されてこられたことに対し、深く敬意を表するとともに、本年4月の公益社団法人化により、これまで以上の社会的信用を得られること、今後より一層会員の輪を広げられ、公益性の高い魅力ある事業活動を通じて地元企業や地域社会の発展に貢献されるものと期待するところであります。

私どもも微力ではございますが、今までにも増して積極的にご支援させていただく所存でございますので、よろしくようお願い申し上げます。

10 法人会会員にメッセージがありましたらお願いいたします。

貴会では社会貢献活動として講演会・演奏会の開催、租税教育活動として青年部を中心とした租税教室の講師派遣、女性部を中心とした「税に関する絵はがき」の募集・審査など様々な活動を通じて、地域をリードする中心的な団体として、企業及び社会の健全な発展に多大な貢献をされており、心から感謝いたします。

今後、魅力あふれる事業活動を展開されますことをご期待申し上げます。

副署長インタビュー

●令和4年8月5日(金) 昭和税務署 副署長室

INTERVIEW



副署長 木下真紀子

〈プロフィール〉

木下 真紀子 (きのした まきこ)

職 歴

平成 4年4月 名古屋国税局採用
平成18年7月 国税庁 長官官房 企画課 主任
平成25年7月 国税庁 長官官房 企画課 参事官付 監理第一係長
平成27年7月 東京国税局 本所署 管理運営第二部門 統括官
平成29年7月 国税庁 長官官房 広報広聴室 広報専門官
平成30年7月 国税庁 長官官房 広報広聴室 課長補佐
令和 元年7月 国税庁 長官官房 厚生管理官付 管理官補佐
令和 4年7月 昭和税務署 副署長

1 出身地、お住まい、家族の状況、ご趣味は何ですか。幼少期や学生時代はいかがお過ごしでしたか。

出身地は、静岡県浜松市北区三ヶ日町です。実家はみかん農家で、今も高齢の両親が細々と営農を続けています。

経歴の通り、平成18年に国税庁へ出向して以降、東京で勤務しており、今回の人事異動を機に名古屋市へ転居しました。

趣味は、読書と温泉旅行です。コロナ前は、友人と秘湯巡りをしていましたが、ここ数年は自粛中です。

2 着任され、昭和税務署や管内の印象はいかがですか。

文教地区、住宅地ということで学生や若い世代が多く、さらに、ジブリパークの開園など、これからの発展が期待できる地域だと思います。

また、管内のところどころに、古い家屋等が手入れの行き届いた状態で現存していて、地域住民の皆さんが歴史や文化を大切にしている印象を受けました。

東京在住の際は、見知らぬ相手とはお互いに関心を持たないようにしている人が多いように思われました。職員や管内の皆様と接しておりますと、人同士がお互いに気遣う文化が残っているところが懐かしく、温かみを感じました。

3 信条や座右の銘など、日頃大切にされている言葉などはありますか。

信条や座右の銘と言えるほどのものではありませんが、私は、本来の税務の仕事とは異なるレアな仕事を経験してまいりました。どのような仕事であっても、やってできないことはない自分を信じるようにしています。

4 これまでのお仕事や勤務地において、印象に残ったお仕事や勤務された署などはありますか。

国際協力の一環で、カンボジアの税務当局職員の皆さんが来日された際に、日本における確定申告の広報について研修講師を務めました。通訳を介しての研修でしたが、税制・文化が異なる皆さんにどのように伝えたらよいか四苦八苦した覚えがあります。最後の自由質問の場では、お互い言葉が通じないところ、愛嬌良くジェスチャーを交えて問いかけるなど、楽しい研修となり、良い思い出です。

5 昭和税務署で勤務する上で抱負などはありますか。

長きに亘り広報事務、厚生事務などに従事してまいりましたので、法人課税事務からは、だいぶ離れてしまいました。

今般、法人担当副署長ということで、身の引き締まる思いしております。

また、私のこれまでの経験から、調査・徴収とは違う点で国税組織を支える仕事もあることを若手職員の皆さんに伝えたいと思っております。

6 昭和法人会に期待されることはありますか。

昭和法人会におかれましては、企業経営を活性化するための活動や、地域振興事業など企業及び社会の発展に様々な活動を実施されているところ、租税教育、税の啓発活動にご尽力いただいております、御礼申し上げます。

引き続き、社会貢献活動の一環として、租税教室や税に関する講習会等の開催等にご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

法人課税第一統括官インタビュー

●令和4年8月5日(金) 昭和税務署 事務室

INTERVIEW



法人課税第一部門 統括国税調査官 梅山竜樹

〈プロフィール〉

梅山 竜樹 (うめやま たつき)

職 歴

平成 7年4月 名古屋国税局採用
平成26年7月 名古屋国税局 課税第一部 課税総括課 管理係長
平成28年7月 名古屋中税務署 特別国税調査官(総合調査)付 上席
平成29年7月 名古屋中税務署 特別国税調査官(開発調査)付 上席
平成30年7月 名古屋国税局 課税第二部 資料調査第二課 主査
令和元年10月 名古屋国税局 課税第二部 資料調査第一課 主査
令和 2年7月 沖縄国税事務所 課税総括課 情報技術専門官
令和 4年7月 昭和税務署 法人課税第一部門 統括官(現職)

1 出身地、お住まい、家族の状況、ご趣味は何ですか。幼少期や学生時代はいかがお過ごしでしたか。

生まれは三重県いなべ市で、現在は妻と子ども、両親とともに桑名市に住んでいます。

最近は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、なかなか難しいですが、年に1、2回家族で旅行に行くことが楽しみの一つです。

また、2年間単身赴任でしたので、極力休日は子どもと過ごす時間を多くするようにしています。

2 着任され昭和税務署や管内の印象はいかがですか。

名古屋市内の税務署の中では、管内面積が一番広く、納税者数も一番多い署であり、昭和、瑞穂、天白の3区は、多くの大学などがある文教地区であるとともに、丘陵地区には閑静な住宅地、また、西部には工業地区というイメージが強く、日進市、長久手市及び東郷町は、大型商業施設が出店するなど、管内を通して活気のある地区であり魅力的な地域だと感じています。

3 信条や座右の銘など、日頃大切にされている言葉などがありますか。

信条や座右の銘といったものではありませんが、職場に入り仕事がうまくいかず、落ち込んだ時にある先輩から「下を向いていたらどんどん落ちるだけ、とにかく前を向いて自分を信じて思い切りやってみろ」と励まされ、何とかその仕事が乗り切れたことから、とにかく前向きにという気持ちを持つようになりました。

4 これまでのお仕事や勤務地において、印象に残ったお仕事や勤務された署などがありますか。

いろいろな仕事をさせていただき、それぞれに印象深いものがありますが、やはり令和2年7月から2年間、沖縄国税事務所に勤務したことが印象に残っています。

今までも出張などで他の国税局管内へ行くことはありましたが、出向という形で沖縄国税事務所の職員として赴任することとなり、期待と不安が同時に押し寄せた記憶があります。

沖縄独特の文化などに触れられたことや、沖縄国税事務所の運営など、とても勉強させていただきました。

5 昭和税務署で勤務する上で抱負などがありますか。

若い職員も多くいる署ですので、明るく活気のある職場づくりを目指して頑張りたいと思います。

6 昭和法人会に期待されることはありますか。

昭和法人会におかれましては、活動の基本方針として正しい税知識の普及や納税意識の高揚を掲げ、良き経営者を目指す方々の団体として長年歩んでこられた伝統ある組織であり、充実した事業活動の展開を通じて、地域社会の健全な発展にも貢献されていると伺っております。

今後も地域社会に貢献する事業活動を推進されると思いますので、私も微力ながらお力になれるようお手伝いさせていただきます。

免税事業者のみなさまへ

令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください

消費税



～ A社さんのケース ～



A社さん、インボイス制度のこと検討してます？
お互いに関係があるみたいなんですよー

インボイス制度ですか・・・？



インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

- ▶ 買手は、**仕入税額控除**の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス**（適格請求書）を**保存する必要がある**ます
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前に**インボイス発行事業者**（適格請求書発行事業者）の**登録を受ける**必要があります、登録を受けると、**課税事業者**として**消費税の申告が必要**となります

売手
(インボイス発行事業者)



買手
(課税事業者)



A社さんの **疑問**

疑問 1 仕入税額控除ってなに？

疑問 2 当社が登録しないと
どうなるんだろう・・・
B社さんにどんな関係が・・・？

疑問 3 申告って、どう計算するの？
課税事業者は、売上げの10%を
納税しなきゃいけないの？

疑問 4 登録を受けるかどうか
って、どう判断したらいいの？

疑問 5 インボイスって
どう作ればいいの？



国 税 庁

【法人番号】7000012050002

疑問 1 仕入税額控除ってなに？

▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} \overset{\text{マイナス}}{-} \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
インボイスの保存
が必要

インボイスがなければ
仕入税額控除できない※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

～ めいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～



疑問 2

当社が登録しないと
どうなるんだろう…

登録をしないと、
売上先 (B社) にインボイスを交付できない
そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ
仕入税額控除ができない
ということは…

$$\text{③ 1,300円 売上税額} - \text{② 0円 仕入税額} = \text{1,300円 納付税額}$$

1,000円の控除不可

ポイント

当社 (売手) がインボイスを交付した場合と比べ、**売上先 (買手) の納付税額が大き**く計算されます※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

仕入税額控除に関する経過措置

(インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて)
制度開始後 6 年間は、仕入税額の一定割合を控除でき
ます (請求書の保存など、要件があります)

※ 一定割合 ⇒ 【令和 5 年 10 月～令和 8 年 9 月】 80%
【令和 8 年 10 月～令和 11 年 9 月】 50%

疑問 3

申告って、どう計算するの？
売上げの10%を納税
しなきゃいけないの？

課税事業者になったとしても、インボイスを
保存し、仕入税額控除を行えば…

$$\text{② 1,000円 売上税額} - \text{① 700円 仕入税額} = \text{300円 納付税額}$$

控除可能

ポイント

納付税額は、売上げの10%ではなく、
仕入税額控除後の金額です※

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

一定の場合、**簡易課税制度**を
適用することができます

👉12ページへ

▶ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

$$\text{売上げの消費税額} \overset{\text{マイナス}}{-} \text{仕入れや経費の消費税額} = \text{納付する税額}$$

売上税額が分かれば
納付税額の計算が可能

$$\text{売上げの消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

11ページの例だと…

ステップ1

$$1,000\text{円} \times 70\% = 700\text{円}$$

売上税額 みなし仕入率 仕入税額

ステップ2

$$1,000\text{円} - 700\text{円} = 300\text{円}$$

売上税額 仕入税額 納付税額

ぬいぐるみ
製造業
A社

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食品）	80%
第三種	製造業、農林漁業（飲食品除く）等	70%
第四種	その他事業（飲食店業等）	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%

ポイント

簡易課税制度では、**事務負担の軽減**※を図ることができます

※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です

(注) 簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です。その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

疑問 4 登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- **消費者、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません。なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう。また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ **登録を受けるかどうかは事業者の任意です**

参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください。



インボイス発行事業者となる場合…

疑問 5

インボイスって、
どう作ればいいのか？



ポイント

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージです

～ 請求書の対応例 ～

※ 下線部は、特に注意する項目です

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

請求書		
① 交付先の相手方 (売上先)の氏名又は名称		(株)〇〇 御中
		▲▲▲▲(株) 登録番号T1234…
② 取引年月日	日付	品名
	11/1	魚 ※
	11/1	豚肉 ※
	11/15	割りばし
	11/29	タオルセット
		⑤ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
		※ 軽減税率対象
③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率		⑥ 税率ごとに区分した消費税額
8%対象 15,000円		消費税1,200円
10%対象 3,000円		消費税 300円

- ▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記(①から⑥)の記載事項を満たしたものであればインボイスになります** (請求書に限られません)
- ▶ 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません** どの書類をインボイスとするか、売上先とも相談しながら準備を進めましょう
- ▶ **売上先が「仕入明細書」などの形で作成する書類も該当します**

登録
手続

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、**令和5年3月31日までに登録申請手続を行う**必要があります

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書(マイナンバーカード等)が必要です

申請手続



もっと
詳しく

国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています
日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

説明会



国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

特設サイト



軽減・インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

(令和4年2月)

はじめませんか、帳簿書類の電子化!

- 文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務づけられている帳簿書類は、システムの説明書等の備付け等の最低限の要件を満たせば、プリントアウトせずに、作成した電子データのまま保存することができます。
- 国税の納税義務の適正な履行に資する一定の要件を満たした電子帳簿（優良な電子帳簿）の備付け及び保存をすることで、過少申告加算税の軽減措置や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けることができます。

✓ 対象となる帳簿は？

◆ 自己がコンピュータを使用して作成する帳簿

(例) 仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳 など

- ※ 一部の帳簿のみを電子データによって保存することもできます。
(例：仕訳帳と総勘定元帳を電子データで保存し、他の帳簿は紙で保存する。)
- ※ 作成する過程で一部を手書きで記録するなど、一貫してコンピュータを使用して作成しない帳簿については、この制度の適用は受けられません。
- ※ 過少申告加算税の軽減措置の適用を受けるためには、青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿の全てについて、優良な電子帳簿の要件に従って保存等を行う必要があります。

✓ 対象となる書類は？

◆ 自己がコンピュータを使用して作成する決算関係書類

(例) 損益計算書、貸借対照表 など

◆ 自己がコンピュータを使用して作成して取引相手に交付する書類の写し

(例) 見積書、請求書、納品書、領収書 などの“控え”

電子帳簿保存法の取扱通達や Q&A については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】

に掲載されています。詳しくは、

国税庁 電子帳簿保存法

で 検索



✓ 電子保存を行うための要件は？

要件概要		帳簿		書類
		優良	その他	
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	—	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、取引金額、取引先により検索できること	○	—	—※3
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○※1	—	—※3
	③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○※1	—	—
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと		—※1	○※2	○※3

※1 検索要件①～③について、保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③の要件が不要。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要。

※3 取引年月日その他の日付により検索ができる機能及びその範囲を指定して条件を設定することができる機能を確保している場合には、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくことの要件が不要。

✓ 必要な手続は？

◆ 電子保存の開始に当たって、特別な手続は、必要ありません。

令和4年1月1日以後は、事前に税務署長の承認を受ける必要もなく、任意のタイミングで始められます。ただし、帳簿の電子保存については、原則、課税期間の途中から適用することはできません。

優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置等の適用を受けるためには、所轄税務署長宛、あらかじめ（※）、届出書を提出する必要があります。

（※）軽減措置等の適用を受けようとする国税の法定申告期限までに、その届出書を提出した場合には、あらかじめ、提出があったものと取り扱います。

◆ 要件を満たすかどうか確認するための認証制度及び相談窓口があります。

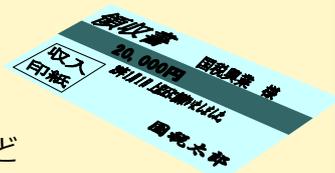
市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署及び国税局に事前相談窓口を設けています。

はじめませんか、書類のスキャナ保存!

- 文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務づけられている書類は、一定の要件の下で、紙のままではなくスキャナで読み取った電子データの形式で保存することができます。

✓ 対象となる書類は？

- ◆ 取引相手から受け取った書類
 - ◆ 自己が作成して取引相手に交付する書類の写し
- (例) 契約書、見積書、注文書、納品書、検収書、請求書、領収書 など



✓ 「スキャナ」とは？

- ◆ 書面を電子データに変換する入力装置のうち次の要件を満たすもの
 - 解像度：200dpi (A4サイズで約 387 万画素相当) 以上による読み取りができること
 - 色調：カラー画像※による読み取りができること
- ※ 資金や物の流れに直結しない「一般書類」を保存する場合には、グレースケール画像でも可



✓ 必要な手続は？

- ◆ スキャナ保存の開始に当たって、特別な手続は、原則 (※) **必要ありません。**
令和4年1月1日以後は、事前に税務署長の承認を受ける必要もなく、任意のタイミングで始められます。また、スキャナ保存は書類の種類ごとに行うことができます。
※ 過去分重要書類 (裏面参照) のスキャナ保存には、届出書を提出する必要があります。
- ◆ 要件を満たすかどうか確認するための**認証制度及び相談窓口**があります。
市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 (J I I M A) の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署及び国税局に事前相談窓口を設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達や Q&A については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】

に掲載されています。詳しくは、 で

✓ スキャナ保存を行うための要件は？

書類の区分	重要書類	一般書類
		資金や物の流れに直結・連動する書類 (例) 契約書、納品書、請求書、領収書 など
入力期間の制限	<p>【早期入力方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその受領等後、速やか(おおむね7営業日以内)に行うこと</p> <p>【業務処理サイクル方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の間(最長2か月以内)を経過した後、速やか(おおむね7営業日以内)に行うこと</p> <p>※ 国税関係書類の受領等から入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る</p> <p style="text-align: right;">【適時入力方式】 適時に入力 (注)</p>	
一定水準以上の解像度及びカラー画像による読み取り	<p>(1) 解像度が 200 dpi 相当以上であること</p> <p>(2) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ 256 階調以上(24 ビットカラー)であること</p> <p style="text-align: right;">(2)に関しては、白黒階調(いわゆるグレースケール)での読み取りも認められる。(注)</p>	
タイムスタンプの付与	<p>入力期間内に、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ(電磁的記録が変更されていないことについて、保存期間を通じて確認することができ、課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができるものに限る。)を、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に付すこと</p> <p>※ 入力期間内にその国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認できる場合には、このタイムスタンプの付与要件に代えることができる</p>	
読取情報の保存	<p>読み取った際の解像度、階調及び当該国税関係書類の大きさに関する情報を保存すること</p> <p>※ 国税関係書類の受領者等が読み取る場合で、当該国税関係書類の大きさが A4 以下であるときは、大きさに関する情報の保存は不要</p> <p style="text-align: right;">大きさに関する情報の保存は不要 (注)</p>	
バージョン管理	<p>国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる電子計算機処理システム又は訂正又は削除を行うことができない電子計算機処理システムを使用すること</p>	
入力者等情報の確認	<p>国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくこと</p>	
帳簿との相互関連性の確保	<p>国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと</p>	
見読可能装置の備付け等	<p>(1) 14 インチ(映像面の最大径が 35cm)以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びに操作説明書を備え付けること</p> <p>(2) 電磁的記録について、次のイ～ニの状態で、速やかに出力することができるようにすること</p> <p>イ 整然とした形式</p> <p>ロ 当該国税関係書類と同程度に明瞭</p> <p>ハ 拡大又は縮小して出力することが可能</p> <p>ニ 4 ポイントの大きさの文字を認識できる</p> <p style="text-align: right;">白黒階調(いわゆるグレースケール)による保存の場合、ディスプレイ及びプリンタはカラー対応である必要はない。(注)</p>	
電子計算機処理システムの概要書の備付け	<p>電子計算機処理システムの概要を記載した書類、そのシステムの開発に際して作成した書類、操作説明書、電子計算機処理並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類を備え付けること</p>	
検索機能の確保	<p>電磁的記録の記録事項について、次の要件による検索ができるようにすること</p> <p>(1) 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先での検索</p> <p>(2) 日付又は金額に係る記録項目について範囲を指定しての検索</p> <p>(3) 2以上の任意の記録項目を組み合わせた検索</p> <p>※ 税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、(2)及び(3)の要件は不要</p>	

(注) 一般書類のスキャナ保存を行う場合の要件です。また、そのスキャナ保存を行う国税関係書類に係る電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類(これらの事務の責任者が定められているもの。)の備付けを行う必要があります。

【過去分重要書類の取扱い】

スキャナ保存を開始した日より前に作成・受領をした重要書類(過去分重要書類)については、あらかじめ、その種類等を記載した適用届出書を税務署長等に提出することでスキャナ保存をすることができます。この場合、入力期間の制限の要件は不要となる等、上記要件の一部は緩和されますが、電磁的記録の保存に併せて、そのスキャナ保存を行う国税関係書類に係る電磁的記録の作成・保存に関する事務の手続を明らかにした書類(これらの事務の責任者が定められているもの。)の備付けを行う必要があります。

上記は、令和4年1月1日以後にスキャナ保存を行う場合の要件になります。

愛知県における法人事業税の税率について

日頃は、県税の申告、納税につきまして格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

愛知県では、県内各法人のご理解とご協力のもとに、法人事業税について、昭和52年から超過課税を実施し、その増収額により防災事業を進め、大きな成果を上げてまいりましたが、緊急度の高い事業が依然として多く残っておりますことから、愛知県県税条例の一部改正を行い、法人事業税の超過課税の適用期間を3年間（令和7年1月31日までの間に終了する事業年度分まで）延長しました。

なお、令和4年度税制改正により、ガス供給業を行う法人について課税方式や税率などが変更となり、また、外形標準課税対象法人について所得割の軽減税率の見直しがありましたので、ご注意ください。

この改正の趣旨等をご理解いただき、今後とも法人県民税及び法人事業税の申告納付になお一層ご協力くださいますようお願いいたします。

法人事業税に関して、一定の要件に該当する中小法人などにつきまして、従来どおり超過課税の対象から除外する負担軽減措置が設けられております。なお、超過課税の適用範囲等は、自治体ごとで異なる場合がありますので、2以上の都道府県に申告等をしていただく必要がある法人において、申告等を行う際は、十分ご注意くださいようお願いいたします。

<事業税の超過税率の増収額により行う事業>

- ・災害に備えて緊急に実施を必要とする河川、治山、ため池、砂防施設などの整備維持
- ・地盤沈下地域において、緊急に実施を必要とする河川、排水施設などの整備維持
- ・災害を未然に防止するための緊急を要する海岸の整備維持

【税務課ホームページ】 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

1 法人事業税

(1) 外形標準課税対象法人（地方税法第72条の2第1項第1号イに該当する法人。）

区 分		税率 % (R7.1.31までに終了する事業年度)	
		R1.10.1以後に開始する事業年度	R4.4.1以後に開始する事業年度
所得割	所得のうち年400万円以下の金額	0.514	1.216
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	0.865	
	所得のうち年800万円を超える金額	1.216	
	3県以上に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人	1.216	
付加価値割		1.2144	
資本割（清算中の法人にあっては、資本割は課されません。）		0.506	

※特別法人事業税を算出する際に適用する標準税率は、「0.514%⇒0.4%、0.865%⇒0.7%、1.216%⇒1.0%」となります。（上記表中の期間に限ります。）

(2) 所得金額課税法人（地方税法第72条の2第1項第1号ロに該当する法人。）

区 分 (注)				所得割の税率 % (R7.1.31までに終了する事業年度)					
				H26.10.1からR1.9.30までに開始する事業年度			R1.10.1以後に開始する事業年度		
	資本金の額 又は 出資金の額	分割 県数	年所得	年400万円 以下の金額	年400万円 を超え 800万円 以下の金額	年800万円 を超える金額	年400万円 以下の金額	年400万円 を超え 800万円 以下の金額	年800万円 を超える金額
普通法人	1,000万円 未満	—	5,000万円超	3.55	5.319	6.988	3.65	5.519	7.288
			5,000万円以下	3.40	5.10	6.70	3.50	5.30	7.00
	1,000万円 以上 1億円以下	3県 以上	5,000万円超	6.988			7.288		
			5,000万円以下	6.70			7.00		
	1,000万円 以上 1億円以下	3県 未満	5,000万円超	3.55	5.319	6.988	3.65	5.519	7.288
			5,000万円以下	3.40	5.10	6.70	3.50	5.30	7.00
特別法人	1,000万円 未満	—	5,000万円超	4.798		3.65		5.098	
			5,000万円以下	3.40	4.60		3.50	4.90	
	1,000万円 以上	3県 以上	5,000万円超	4.798			5.098		
			5,000万円以下	4.60			4.90		
	1,000万円 以上	3県 未満	5,000万円超	3.55	4.798		3.65	5.098	
			5,000万円以下	3.40	4.60		3.50	4.90	

(注) 1 資本金の額又は出資金の額及び分割県数の判定は、事業年度終了の日の現況によります。ただし、平成22年10月1日以後解散した法人の資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上かどうかの判定は解散の日の現況によります。

2 年所得の判定は分割前の総額で行い、事業年度が1年に満たない場合は次により計算した金額によります。

$$\frac{\text{上記表中に記載された金額 (5,000万円)}}{12} \times \text{事業年度の月数} \quad (\text{この場合の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。また、1,000円未満の端数は切り捨てた額とします。})$$

3 法人課税信託の受託者及び外形標準課税対象ではないが資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人に関する税率の適用については、管轄の県税事務所にお尋ねください。

(3) 収入金額課税法人① (地方税法第72条の2第1項第2号に該当する法人。電気供給業(4)に該当する法人を除く)や導管ガス供給業(※)を行う法人等。) ※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から

区 分(注)	収入割の税率 % (R7.1.31までに終了する事業年度)		
資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人	H26.10.1から R1.9.30まで に開始する事業年度	0.90	R1.10.1以後 に開始する事業年度
上記以外の法人		0.939	1.00 1.039

(注) 1 資本金の額又は出資金の額の判定は、事業年度終了の日の現況によります。

2 収入金額の判定は分割前の総額で行い、事業年度が1年に満たない場合は次により計算した金額によります。

$$\frac{\text{上記表中に記載された金額 (4億円)}}{\text{事業年度の月数}} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \quad (\text{この場合の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。また、1,000円未満の端数は切り捨てた額とします。})$$

(4) 収入金額課税法人② (地方税法第72条の2第1項第3号に該当する法人。電気供給業を行う法人のうち、発電事業等、小売電気事業等、及び特定卸供給事業(※)を行う法人。) ※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から

ア. 資本金1億円以下の法人・特別法人

イ. 資本金1億円を超える法人

区 分(注) (注は2(3)収入金額課税法人①と同じ)	税率%		税率%		
	(R2.4.1以後に開始する事業年度で R7.1.31までに終了する事業年度)		(R2.4.1以後に開始する事業年度で R7.1.31までに終了する事業年度)		
	収入割	所得割	収入割	付加価値割	資本割
資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人	0.75	1.85	0.789	0.37	0.15
上記以外の法人	0.789				

(5) 収入金額課税法人③ (地方税法第72条の2第1項第4号に該当する法人。特定ガス供給業を行う法人。)

区 分	税率 % (R4.4.1以後に開始する事業年度でR7.1.31までに終了する事業年度)
収入割	0.519
付加価値割	0.77
資本割	0.32

※特別法人事業税を算出する際に適用する標準税率は、「0.519%⇒0.48%」となります。(上記表中の期間に限ります。)

2 特別法人事業税

課税標準	区 分	税率 %	課税標準	区 分	税率 %
		R2.4.1以後に 開始する事業年度			R2.4.1以後に 開始する事業年度
基準法人 所得割額	外形標準課税対象法人	260	基準法人 収入割額	1 (3)に該当する法人	30
	特別法人	34.5		1 (4)に該当する法人	40
	上記以外の法人	37		1 (5)に該当する法人	62.5

※R1.9.30までに開始する事業年度に適用されていた「地方法人特別税」の税率については、管轄の県税事務所にお尋ねください。

eLTAX(エルタックス)では、令和元年10月から法人県民税及び法人事業税の電子納税が地方税共通納税システムにより運用されています。

◆全ての地方団体へ電子納税できます

地方納税共通納税システムにより、全ての地方団体に一括して電子納税ができるようになりました。また、既存の電子納税の方式に加え、「ダイレクト方式」を導入しました。

ダイレクト方式とは、納税者が事前に登録した金融機関口座を指定して、直接納税する方式です。これにより、税理士等の代理人による納税手続きが容易になりました。

◆一度の手続きで複数の地方団体に納税できます

納税者は、一度の手続きで複数の地方団体あての納税が可能となり、納税先ごとの納付書作成や、地方団体の指定・収納代理金融機関等に持ち込むといった事務負担から解放されます。

◆納税できる県税は

○法人県民税 ○法人事業税 ○特別法人事業税 ○地方法人特別税

問い合わせ先 愛知県名古屋南部県税事務所 課税第一課

〒456-8558 名古屋市熱田区森後町8-22 ☎052-682-8923

法人市民税に関するお知らせ

名古屋市

令和4年4月1日(金)から、市内の主たる事務所等が所在する区に関わらず、法人市民税業務の窓口を栄市税事務所に集約しました。

法人市民税申告書等の提出や申告に際してのお問い合わせは、栄市税事務所法人課税課法人市民税係へお願いします。

主たる事務所等または寮等が所在する区	担当する市税事務所	
	令和4年3月まで	令和4年4月以降
千種区、東区、北区、中区、守山区、名東区	栄市税事務所	栄市税事務所 法人課税課 法人市民税係 〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階) ☎ 052-959-3305
西区、中村区、中川区、港区	ささしま市税事務所	
昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区	金山市税事務所	

※申告書等は、引き続き、各市税事務所または区役所・支所の税務窓口においても受け付けます。

法人税割の税率

法人の区分	平成31年4月1日以後に終了する事業年度分	
	令和元年9月30日以前に開始する事業年度分	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分
①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人		
②資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人	12.1%	8.4%
③資本金の額または出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社は①の法人と同じ。)		
④人格のない社団等	9.7%	6.0%

(注) 2以上の市町村において事務所等を有する法人は、法人税額を関係市町村ごとに按分する前の額で判定します。事業年度が1年に満たない場合にあっては、「年2,500万円」とあるのは「2,500万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と置きかえて判定します。

※超過課税(地方税法で定められた標準税率を超える税率で課税するもの)について

名古屋市では、法人税割について超過課税を実施しています。この超過課税は、市内に多くの人や企業が集まることにより生じる大都市特有の財政需要に対応するためをお願いしているものであり、これまで地下鉄・教育施設・福祉施設・公園の整備や治水対策など都市基盤整備のための貴重な財源として活用しています。また、今後も都市基盤整備に多額の経費が見込まれることから、それらに活用してまいります。

なお、資本(出資)金の額が1億円以下で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下の法人については、税負担を軽減し、実質的に標準税率相当額で課税しています。

(超過課税による増収額: 令和4年度予算額114億円)

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について

地域再生法第5条第15項の規定に基づき認定を受けた事業へ寄附した場合に適用できます。申告の際には、特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書(第20号の5様式) および地域再生法施行規則第14条第1項の規定によって交付される当該寄附の額およびその受領日を証する書面(受領証)の写しを添付してください。

均等割の税率（年額）

法人の区分		平成31年4月1日以後に 終了する事業年度分
資本金等の額(注1)	従業者数(注2)	
公益法人等、人格のない社団等		50,000円
1千万円以下の法人	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
50億円を超える法人	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円

(注1) 上表の税率区分の基準となる資本金等の額は、無償増資、無償減資等による欠損填補の調整後の金額となります。また、調整後の資本金等の額が資本金および資本準備金の合算額または出資金の額に満たない場合は、資本金および資本準備金の合算額または出資金の額が税率区分の基準となります。なお、無償増資、無償減資等による欠損填補により資本金等の額の調整を行った場合は、その内容を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。

※調整後の資本金等の額の算出方法

期末現在の資本金等の額 + 無償増資額 - 無償減資等による欠損填補額

※税率区分の基準（調整後の資本金等の額と資本金+資本準備金との比較）について

調整後の資本金等の額 \geq 資本金+資本準備金 \Rightarrow 調整後の資本金等の額

調整後の資本金等の額 $<$ 資本金+資本準備金 \Rightarrow 資本金+資本準備金

(注2) 従業者数とは、区内の事務所等または寮等の従業者数の合計数をいいます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申告納付について

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請により個別に申告・納付期限を延長することができます。

詳しくは、名古屋市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/>) をご覧ください。

法人市民税 新型コロナ

サイト内検索

※ 市内に法人を設立した場合、事務所等・寮等を新設または廃止した場合は「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」を、本店所在地、法人名称、事業年度、代表者等の変更が生じた場合は「法人の異動届出書」を提出してください（定款等の写し、登記事項証明書の写し、その他参考資料の添付をお願いします）。

なお、法人税におきましては、平成29年度から法人の設立届出書等への登記事項証明書の添付が不要とされましたが、法人市民税におきましては、登記事項証明書の写しを添付のうえ、設立や異動等についてお届けいただくようお願いいたします。

※ 各種申告書・明細書等は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

※ 平成31年3月31日以前に終了する事業年度分の税率は、名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

問い合わせ先 名古屋市栄市税事務所法人課税課法人市民税係
〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号
(NHK名古屋放送センタービル8階) ☎052-959-3305

福利厚生制度のご案内

大同生命保険・AIG損害保険の 経営者大型総合保障制度は法人会が 制度化した商品であることをご存じですか!

◇大型総合保障制度の創設

法人会では、会員の福利厚生制度の一環として協力保険会社（大同生命、A I G 損保、アフラック）が販売する商品をご紹介します。

中でも、「経営者大型総合保障制度」は、今から50年前（昭和46年頃）、法人会が発足して間もない頃に、景気が低迷し多くの中小企業の経営が圧迫され、会員の中には生死をさまようような事態も見受けられました。

このような中で、全法連は、会員企業を守るため、大型保障できる共済制度はできないか検討を始めました。中小企業は経営者の信用で取引が行われており、もし経営者が亡くなった場合には一気に倒産や従業員の解雇といった事象が起きて、1億円という多額な保険があれば会社が存続でき、中小企業経営者の不安が取り除かれるのではないかと考え、多くの保険会社に呼び掛けをしました。しかし、保険会社各社は当時の常識では考えられないほどの大きな保険金額であり、ほとんどの保険会社が難色を示しました。

その中で、大同生命とA I U 損保（現在のA I G 損保）が共同で、生命保険5千万円、損害保険で5千万円、併せて1億円となる法人会専用の商品を提供し、全法連の呼び掛けに応えました。これが今日まで続く福利厚生制度の誕生です。

これを受け全法連では、この大型総合保障制度を会員向けの制度として採用するだけでなく、会員企業が会社経営の中で活用しやすいようになればと考え、国税庁の税務上の取扱いについて要請を行った結果、この保険については経費（損金）が認められるようになり、爆発的に加入される企業が増加しました。この大型総合保障制度の魅力により連動して法人会の会員も急激に増加し、昭和45年当時31万社であった会員数が、社団化に伴う会員拡大と相俟って同50年には50万社、同59年には93万社という大きな組織に発展しました。

ビジネスガードとがん保険の導入

その後、A I U 損保は昭和59年にビジネスガード（導入当初は「経営保全プラン」）を、アフラックのがん保険は昭和58年に法人会の福利厚生制度として導入され、大型総合保障制度やこれら保険による事務手数料収入によって、法人会の財政基盤も強固なものとなり、各会の活動資金も充実することとなりました。

会員企業の経営安定のための大型総合保障制度

このように、法人会の福利厚生制度は決して保険会社や全法連の利益のために作られた制度ではないことをご理解いただきたいと思います。法人会が大型総合保障制度の導入を考えたのは会員企業の経営

の安定のためであり、そして法人会自らが考え、これに呼応してくれたのが、大同生命とA I U 損保（現 A I G 損保）、そしてアフラックの三社ということです。そのため現在も、この三社は法人会の福利厚生制度の受託会社、つまり協力会社となり現在も続いています。

『想いをつないで50年「会員企業を守りたい」』キャンペーン継続中

全法連では、昨年この経営者大型総合保障制度が50周年を迎えたことから、『想いをつないで50年「会員企業を守りたい」』キャンペーンを令和4年度も継続して展開し、新規に制度利用者の拡大とともに保険内容の見直し等を推進しています。残念ながら、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響により訪問活動を縮小しておりましたが、引続き「会員企業を守りたい」との精神を引き継ぎ、加入勧奨活動を協力保険会社とともに進めてまいります。

この大型総合保障制度の生い立ちは前述でご説明しご理解いただけたと思いますが、この制度をご利用していただくには法人会への入会が必要となります。会員企業の皆様にはこの機会に、自社の保障内容等を一度見直してみませんか。これら商品のお問合せ・ご用命は下記の連絡先をお願いいたします。

(注) 前記の記事は、全法連発行「法人会で自信と活力とつながりと」の書籍から抜粋して掲載しております。

あなたの会社と社員の皆さまを守る法人会福利厚生制度

企業のための保障制度

**経営者大型総合保障制度は、2021年に
制度創設50周年を迎えました!**

<会社をお守りするトータル保障プラン>

<p style="color: #e67e22; font-weight: bold;">経営者大型総合保障制度</p> <p style="font-size: 0.8em;">生命保険と損害保険の組み合わせにより、 万一の場合はもちろん、働けなくなった場合の リスクに備えるための制度をご用意しています。 団体料率の適用により割安な保険料を実現!</p>	死亡へのそなえ 総合型 V Rタイプ	重度の身体障がい 状態へのそなえ 総合型 V Tタイプ	重大疾病への そなえ Jタイプ	ケガ・病気による 入院へのそなえ Mタイプ
--	-------------------------------------	---	----------------------------------	--

(取扱会社) 大同生命保険株式会社 ☎0120-789-501 AIG損害保険株式会社 ☎03-6848-8500 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

経営を取り巻く様々な
リスクから企業を守る!

Business Guard

(取扱会社) AIG損害保険株式会社 ☎03-6848-8500
9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

政府労災の上乗せ補償
ハイパー任意労災
 (業務災害総合保険)

企業向け第三者賠償責任保険
 オールスターズ
ALL STARS
 (事業賠償・費用総合保険)

火災と地震災害に備える
**プロパティガード
+企業地震保険**
 (企業財産保険 財物損害補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策
情報漏えいガード
 (個人情報漏洩保険)

個人のための保障制度

従業員の皆さまもご加入いただけます!

お一人様からでも集団取扱の割安な保険料*でご契約いただけます

※一部対象外の商品もあります。

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

個人のための保障制度
 ・介護保険 ・就労所得保障保険
 ・定期保険 ・終身保険 もあります。

(取扱会社) アフラック ☎0120-876-505 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

ネット医療相談サービスをご利用いただけます

取扱会社三社共同のサービスです。
法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
病気や身体の気になることを、インターネットで
月1件無料相談できます。
本サービスはアフラックの提携先(株式会社メディカルノート)が
提供します。

お問い合わせ

株式会社メディカルノート
support@medicalnote-qa.jp

ご利用はコチラ

— 保障内容のお問合せは、各取扱会社へ —

— 23 —

■ 青年部会創立40周年記念式典・記念講演会

令和4年2月4日(金) メルパルク名古屋



青年部会役員の方々

青年部会では、令和3年度に青年部会が創立され満40年を迎えたことから、これを記念して「創立記念式典及び記念講演会」を2月4日(金)メルパルク名古屋にて開催しました。

第1部の記念式典では、歴代部会長や愛知県連青連協会長や他の法人会の青年部会長なども多く参加いただき、式典を盛り上げていただきました。あいにくのコロナ禍での開催であったため、会場内の密の回避のため、参加人員を絞り約150名の参加ではありましたが、冒頭後藤青年部長が、これまで発展した青年部会の報告とここまで作り上げてくれた先輩諸氏に対する感謝の意を述べました。その後、本会会長やご来賓の方々からご祝辞をいただき、最後の青年部会員がオリジナルで作成した動画「昭和法



講演のプロゴルファー 芹沢信雄氏

人会青年部会のあゆみ」を上映し、感慨にふけていました。

第2部の総会記念講演会では、プロゴルファーの芹沢信雄氏に「ゴルフ人生」と題して、講演をいただきました。MCの山本潤さんとの軽妙な掛け合い中で、これまで苦労した話や優勝時の話などトーナメントプレーヤーならではの貴重な話を伺うことができました。

また、講演会終了後、スイングの簡易レッスンを行ったところ多数の希望がありましたが、代表2名の方に実際にスイングチェックと、アドバイスをいただきました。最後は、芹沢プロのオリジナルグッズが当たる大抽選会が行われ、大変盛り上がった講演会となりました。

■ 青年部会通常総会

令和4年4月18日(月) メルパルク名古屋

青年部会は、4月18日(月)午後5時から、メルパルク名古屋にて「公益社団化第1回通常総会」を開催しました。

本年の総会は、会場内も広く間隔を取り、新型コロナウイルス感染防止策をとる中で開催し、出席者30名、委任状16名の合計46名の参加で、総会は有効に成立しました。

議案の審議では、後藤部会長が議長となり、第1号議案「令和3年度事業報告及び決算」、第2号議案「令和4年度事業計画及び予算」、第3号議案「役員補充選任案」がそれぞれ上程され、いずれも満場一致にて承認可決されました。

本年2年目となった後藤部会長は、昨年度は、青年部会創立40周年記念行事もコロナ禍にあって難しい判断であったが、役員協力を得て何とかやり遂げることができた。本年度は県連青連協議長を引き受けることとなり、



あいさつを行う後藤秀臣青年部会長

租税教室の推進や、新たな「健康経営」についても全国の仲間とともにその中心となって進めていく。愛知県の代表として20単位会をリードしたいと抱負を述べた。

最後に、この総会にて卒業される2名に対し、記念品を贈呈し総会の幕を閉じた。

■ 青年部会親睦ゴルフコンペ

令和4年6月4日(土) 東名古屋カンツリークラブ

6月4日(土) 東名古屋カンツリークラブ西コースにて、恒例の親睦ゴルフコンペを開催いたしました。青年部会恒例の年間行事として今回は、本会役員の方々をはじめ、OB会員の先輩方を含め総勢23名の参加となりました。季節柄天候が心配されましたが、当日は天気にも恵まれ、今回は表彰式及びパーティーも開催され、さらに親睦を深めることができました。最後まで笑顔あふれる親睦ゴルフ大会となりました。初参加された会員も数人あり、プレーを通じて日頃できなかった会話も弾



み、より良い交流となりました。優勝者は青年部会の箕浦徹也さんでした。また対抗戦は僅差で青年部が勝利いたしました。来年も皆様のご参加よろしく願いいたします。

■ 租税教室の実施

令和4年5月11日(水) 瑞穂区 御劔小学校
令和4年5月16日(月) 瑞穂区 高田小学校
令和4年6月14日(火) 天白区 平針小学校



御劔小学校での租税教室風景

青年部会では、「税の教育・税の啓蒙活動の一環」として租税教室を実施しています。この活動は青年部会員が管内の小学校に伺い、講師となって、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため実施しています。全国的にも青年部会活動の中心的活動となっています。

そのため、講師役となる青年部会員は、事前に税務署が主

催する講師養成研修を受講し、かつ、青年部会の中で実際に模擬授業を実施し、これまで講師を経験した部会員のアドバイスをもとに授業を目指し準備しています。

本年度はコロナ禍ではありましたが租税教室の開催を希望される学校も多く、5月11日の瑞穂区の御劔小学校と5月16日の高田小学校では黒宮副部長が講師を務め、その後6月14日に開催された天白区平針小学校では、細野監事、箕浦委員長がそれぞれ講師を務め、合計3校で6講義184名を対象に実施しました。

授業を受けた児童らは、皆、真剣な眼差しで講師の話を聞いてくれており、授業の中で1億円分に相当する約10キロの模造札束を抱えてみるコーナーも設けられ、児童たちは税の「重み」を実感していました。

青年部会では、部会員全員が講師をできるようにすることを目標に、租税教育の事業を通し、社会貢献活動に励んでおります。

愛知県連青年部会連絡協議会長に後藤部会長が就任

令和4年度、愛知県連青年部会連絡協議会会長に愛知県20法人会のとりまとめ役として当会の後藤青年部会長が就任しました。

就任にあたり後藤部会長は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する団体である法人会の「青年部」たる私たちは、「租税教室」を始めとする活動を通し、税の大切さとその用途を未来を担う子どもたちへ伝えてきました。

そして今、私たちは新たなステージへ歩を進め、それは「財政健全化のための健康経営プロジェク

ト」です。法人会、そして青年部会ならではの健康経営という手法を以って、「企業の活力向上」による税収増加と、「医療費の適正化」による社会保障給付費の抑制に努め、国の財政健全化に僅かでも貢献でき得る活動を展開してまいります。

世はコロナ禍の真っ只中ではありますが、法人会だからこそできること、何より青年だからこそできることを徹底的に追求し、新たな時代における社会貢献を実践し、愛知県連20単位会の仲間たちとともに力強く前進してまいり所存です。と抱負を語りました。

女性部会通常総会

令和4年4月22日(金)



講演する昭和税務署長 岡直人氏

女性部会は、4月22日(金)午後1時30分から、メルパルク名古屋にて「公益社団化第1回通常総会」を開催しました。

総会には14名の出席と8名の委任状により適法に成立したことを確認した後、山本女性部会長が冒頭のあいさつで、この1年間を振り返り、新型コロナウイルス感染症の拡大により各種活動が制約されたが、中でも長年恒例となった社会貢献事業「講演会と演奏会」を何とか実施することができ、各種研修会等も開催することができた。来年度は昨年度できなかったバス研修等にもチャレンジしたいなどの抱負を述べられました。

議案は、山本部会長の議長で進行し、第1号議案「令和3年度事業報告と決算報告」、第2号議案「令和4年度事業計画と予算」、第3号議案「役員補充選任案」が上程され、それぞれ満場一致で採択されました。

また、本会からは伊藤会長にごあいさつを、来賓として昭和税務署長 岡直人様からご祝辞をいただき、総会に花を添えていただきました。

続いて、昭和税務署長 岡直人様による総会記念講演会を行いました。

岡署長様は、「税のよもやま話」というテーマで、42年間の勤務経験を振り返り、いろいろな職場で勤務し、数多くのエピソードなどを思い返して披露されましたが、中でも、昭和税務署長の直前に勤務した国税訟務官室の思い出として、国税当局が訴訟当事者として訴訟管理を行う部署の仕事の中で、判決の当日は伝統的に「かつ丼」を職員揃って食べることや、懇親会の席の始まりは「乾杯(かんぱい)」で宴を始めるのではなく、「完勝(かんしょう)」で宴を始める習慣が今でも引き継がれているという職場のゲン担ぎなど、体験談としても貴重な経験談をわかりやすくお話いただきました。参加者からは、普段お聞きできないような貴重な話を拝聴し、好評のうちに幕を閉じました。

女性部会税務研修会と文化講座

令和4年6月21日(火) サンモリッツ市民会館店



文化講座「マリンバ演奏会」の風景

女性部会では、6月21日(火)、6月例会として「税務研修会」及び「文化講座(マリンバ演奏会)」を中区金山のサンモリッツ市民会館店にて開催しました。

第一部の「税務研修会」では、当初昭和税務署の松永法人課税第一統括官を講師にお願いしていましたが、急遽公務にて参加できなくなったことから、ピンチヒッターとして筆頭副署長の石川たき子氏に講師をお願いしました。

石川筆頭副署長様は、やさしい語り口で、昭和税務署の生い立ちや、税務署の仕組み、税務署が昨今抱えている課題などを大変わかりやすくお話いただきました。

第二部の文化講座「マリンバ演奏会」では、マリンバ演奏家の栗原幸江氏、水野利香氏、高藤摩紀氏の三方によるマリンバのセッションにより「ツイゴイネルワイゼン」「桜」「荒城の月」などの曲を演奏いただき、参加者はマリンバの音色に心休まるひとときを楽しく過ごしました。

令和4年度女性部会社会貢献事業「講演会と演奏会」のご案内

女性部会では、毎年恒例となった社会貢献事業「講演会と演奏会」を10月24日に開催いたします。

第一部の講演会の講師は、長年看護師として勤められた後、心と体の健康を学ばれ、高齢者の心と身体の健康の維持について講演活動を続けておられる後藤孝子氏をお招きし、ご講演いただきます。

また、第二部の演奏会は、毎年お願いしております演奏家でプロデューサーである甚目裕夫氏に新たな仲間の演奏家とともに、楽しいプレミアムコンサートを行います。

会員以外の方も参加できます。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

- 開催日時 10月24日(月) 13時30分から
- 開催場所 メルパルク名古屋 2階瑞雲の間 (東区葵3-16-16)
- 出演者 第一部「講演会」
演目「元気に過ごすためのエッセンス」～心と体をいたわる～
講師 後藤孝子氏
第二部「演奏会」プレミアムコンサート
演目「新進気鋭テノール&バリトン名歌を謳う」
出演者 甚目裕夫氏(ピアニスト&プロデューサー)、松原陸氏(テノール)、仁賀広大氏(バリトン&ヴァイオリン)
- 申込方法 会員の皆様は、会報誌に同封したチラシによりお申込みいただくか、直接昭和法人会事務局までお申込み下さい
- 定員 150名(感染防止策のため、募集人員を縮小して実施いたします)
- 参加費 無料



事業者の方へ

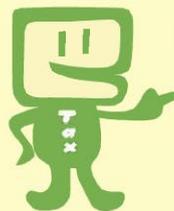


消費税の
インボイス
制度

登録申請受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!



- 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行ってまいります。

説明会サイトへ▶



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



初級簿記教室

●令和4年6月13日(月)～7月22日(金) 9回講座

●講師／税理士 仙田浩人氏

6月13日(月)から9回の講座で、「第41回初級簿記教室」を中小企業振興会館にて開講し、本年度は13名の受講者が参加しました。

この簿記教室は、昭和法人会が長年実施している社会貢献事業で、会員の有無に関わらず、新たに経理担当になられた方や、簿記の基本を習得したい方々を対象に毎年開講している伝統行事です。

本年も、講師に天白区の税理士 仙田浩人氏にお願いし、簿記3級のテキストを基に、この研修終了の暁には簿記検定3級の合格を目指し、参加者も電卓とペンを片手に熱心に受講されていました。



初任者税務研修会

●令和4年6月13日(月)

●講師／社会保険労務士 目方敏広氏
昭和税務署 法人課税第七部門
上席国税調査官 齋藤涉氏

6月13日(月)中小企業振興会館にて、会社に入社された方や初めて経理事務を担当された方々等を対象に、源泉所得税及び各種社会保険に関する税務研修会を開催し、47名の方々が受講されました。

この研修会は、給与から天引きされる源泉所得税の仕組みや扶養家族の認定、源泉所得税と社会保険の限度額の違いなど、初任者等これまで税に関する接点の少ない方々が受講されている研修会です。講師には、昭和税務署の源泉所得税の担当官及び社会保険労務士の目方敏広氏にお願いしました。

この研修会は、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響にて開催できなかったため3年ぶりの開催となりましたが、会場を埋め尽くす参加があり、参加者は熱心に講師の説明にメモを取りながら勉強していました。



新設法人説明会

- 令和4年6月8日(水)
- 講師／昭和数据務署 審理専門官 原田正春 氏
同法人課税第一部門
上席国税調査官 渡辺莖都由 氏

昭和法人会では、毎年、昭和数据務署と共催して新たに会社を設立（企業）された方を対象に、「新設法人説明会」として6月8日（水）千種区の中小企業振興会館にて開催しました。

今回は、令和3年12月までに設立された約1千社を対象にご案内を差し上げたところ、46社の方の参加があり、参加された方々は、「法人税」「消費税」

「源泉所得税」「印紙税」など、会社の運営に密接に関わる各税目の入門編として、講師を務めた昭和数据務署担当官の話に耳を傾けていました。

講義終了後には、講師に質問の列ができるなど税金に対する関心の高さが表れていました。

また、共催した昭和法人会も資料提供のほか、法人会への入会の案内を行うなど有意義な説明会となりました。



税務研修会「税制改正の実務のポイント」

- 令和4年6月22日(水)～24日(金)
- 講師／税理士法人 名南経営
理事長・税理士 安藤教嗣 氏 ほか

6月22日（水）～24日（金）、千種・名古屋中法人会の三会合同で「令和4年度税制改正セミナー」を中区の昭和ビルホールにて開催しました。

講師には、税理士法人名南経営所属の安藤及び佐野税理士にお願いし、研修資料は同税理士法人が編集したオリジナルテキストを基に解説いたしました。

このセミナーには3日間で191名の申込みがあり、当会からも31名の参加希望がありました。セミナー開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症防止対策を施した上で実施いたしました。

受講生は、講師のわかりやすい説明と特に法人実務に関係すると思われる項目は丁寧に解説いただき、毎年改正される税制の変更点について熱心にメモを取るなど受講していました。



市内四法人会合同経済講演会

- 令和4年2月24日(木) 中電ホール
- 講師／経済評論家 門倉貴史氏
- 演題／「コロナショック後の日本経済の行方と企業の経営戦略」

本年度名古屋市内9法人会合同講演会が新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなくなりましたが、少しでも情報発信の機会を作りたいと考え、昭和、名古屋東、千種、中川法人会の4会で合同講演会を企画し、2月24日(木)東区中電ホールにて、講師に経済評論家の門倉貴史氏をお招きして実施いたしました。

門倉氏は、「コロナショック後の日本経済の行方と企業の経営戦略」と題し、ご自身で分析された各種資料映像を駆使し、軽妙な話し方で講演されました。参加者からは、今の時期ゆえ参加になる事柄であったと好評な意見を頂戴しました。



映像資料をもとに講演する 門倉貴史氏

当日は、まん延防止等緊急措置が発令中での開催となり、会場には空席もありましたが、感染防止策を施した中で有意義な講演会となりました。

第11回支部合同狂言鑑賞会

- 令和4年8月27日(土) 名古屋能楽堂
- 出演者／和泉流 野村派 野村又三郎一門

本年度11回目となる恒例の「和泉流野村派野村又三郎一門」による狂言鑑賞会を、汐路・田光・津賀田・瑞穂ヶ丘・萩山・円上・北山・川名駒方の8支部が地域社会貢献活動として合同で企画し、中区三の丸にある「名古屋能楽堂」にて開催されました。参加者の方々は、主催支部のほか主催以外の支部からや一般の方なども多く来場され、会場は334名の参加者が集まる盛況ぶりでした。

冒頭に主催支部を代表して川名駒方支部の水野支部長の開会の挨拶に続き、十四世 野村又三郎氏から狂言の由来や本年の演目について解説いただきました。

本年の最初の演目である狂言「伊文字(いもじ)」は、約560年前に催された「糺河原勸進猿楽」の番組にも見受けられる歴史的にも古い作品で、古雅な雰囲気のある作品でした。



狂言「茶壺」公演の一コマ

続いての演目である狂言「茶壺(ちゃつぼ)」は、主人の言い付けで買った茶壺を、帰路の途中酔いつぶれて寝てしまい通りかかった素破が持ち去ろうとする攻守のやり取りを表した作品で、いずれの作品も味わいのある狂言で、十分に日本の伝統芸能を楽しみました。

この鑑賞会は、地域貢献活動として毎年開催を続けていますが、毎年この開催を楽しみに問合せされる方もあり、夏休みの恒例行事となっています。

インターネットセミナーのご案内

会員無料

昭和法人会では、インターネットを使ったセミナーの配信サービスを行っております。

各種講演会やホットな経営情報の入手、管理職の教育、朝礼でのヒント集など、豊富なコンテンツを無料で視聴することができます。毎月、新しいセミナーが続々と更新されますので是非ご利用ください。

会員限定 ID・パスワード	
ID	hj1813
パスワード	9677

500本以上から見放題!

視聴方法

▶昭和法人会ホームページ



▶インターネット・セミナー TOP 画面



▶IDとパスワードを入力



▶セミナー詳細画面



法人会のホームページより、インターネット・セミナーのバナーをクリックします。

【ログイン手順】

- ①赤いボタン「ログインはこちら」をクリック
- ②IDとパスワードを入力しログイン⇒再びインターネット・セミナー TOP 画面へ
- ③視聴したいセミナーを選択
- ④「動画を見る」ボタンをクリック
- ⑤セミナー視聴画面へ

▶インターネット・セミナー TOP 画面

▶セミナー視聴画面



一般社団法人愛知県法人会連合会会員様向け

企業情報・格付情報照会サービス

取引先・仕入先の取引審査と与信管理をお手伝いします！

- ❑ 入会金・月々の基本料金不要
- ❑ 金融機関の融資審査ノウハウで格付
- ❑ 取引先情報の変化をメールでお知らせ

1. 情報収集

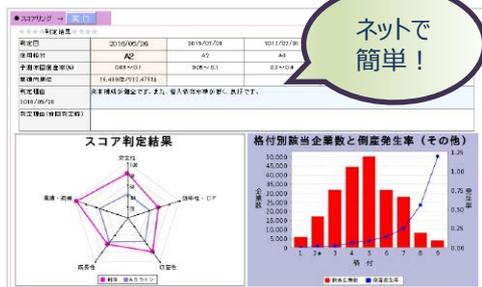
- ・企業検索
- ・格付/評点/財務諸表

2. 取引審査

- ・取引可否の決定
- ・与信限度額算出
- ・取引条件の見直し

3. 継続管理

- ・情報の更新をメール通知
- ・定期的な調査



ネットで簡単！

信用格付	信用状態を9段階で格付	800円/件
継続管理	管理ファイル利用料金	9件まで1,000円(月額) 10件以上1件100円(月額)
企業情報	業績・評点・概況・履歴他	1,200円/件
財務情報	財務5帳票	2,000円~/件

(税別)

リアルタイムで企業の信用情報を収集できます！

詳細・お申込は <https://www.ags.co.jp/nw/aichi/>

AGS株式会社

法人企画部 メール: hojinkai.ml@ags.co.jp

またはホームページのお問合せフォームをご利用ください。

※サービス内容は2022年8月現在の内容です。予告なく変更する場合がありますので予めご了承ください。



市内ブロック主催合同講演会 開催案内

●演題：『**激動する世界～日本の針路を考える**』

●講師：元 東京・中日新聞論説副主幹、
ジャーナリスト **長谷川 幸洋**氏



日時 **令和4年10月28日(金) 14:00～16:00**

場所 **熱田神宮会館 桃李の間** 参加費 **無料**

熱田区神宮1-1-1 (名鉄神宮前駅徒歩3分)

参加申込方法 会員向けに送付される案内チラシが直接昭和法人会事務局までお申込み下さい。
会員以外の方も受講できます。

長谷川幸洋氏 略歴

- ◆1953年千葉県生まれ。慶応義塾大学経済学部卒。ジョーンズホプキンス大学高等国際問題研究大学院 (SAIS) で国際公共政策修士 (MIPP)。77年に中日新聞社入社。東京本社 (東京新聞) 経済部、ブリュッセル支局長、論説副主幹などを経て2018年3月末に退社。ジャーナリストとして活動中。
- ◆06～09年に政府税制調査会委員、05～08年に財政制度等審議会臨時委員、12～13年に大阪市人事監察委員会部会長など。07～15年に日本記者クラブ企画委員、13～16年に政府の規制改革会議委員、16年から規制改革推進会議委員など多数の公職を務める。
- ◆著書『日本国の正体 政治家・官僚・メディア…本当の権力者は誰か』(講談社)で09年の山本七平賞受賞。その他『2020年新聞は生き残れるか』(講談社)。近著は『明日の日本を予測する技術』(講談社+α新書)があり。

昭和法人会 当面の行事予定

令和4年 9月～12月

9月20日(火)	正副会長会	メルパルク名古屋	10月28日(金)	市内ブロック合同講演会	熱田神宮会館
11:00～			14:00～		
9月20日(火)	常任理事会 兼 組織厚生合同委員会 福利厚生制度推進協議会	メルパルク名古屋	11月10日(木)	3県横断税務広報	岐阜、名古屋、豊橋、静岡
11:45～			終日		
9月28日(水)	青年部会税務研修会	名古屋市公会堂集会室	11月10日(木)	納税表彰式	熱田神宮会館
17:00～			14:30～		
10月4日(火)	【静岡県連】静岡県連女連協情報交換会	グランディエールブクトーカイ	11月13日(日)	「税を考える週間」街頭広報	イオン八事周辺
13:30～					
10月11日(火)	【県連】青連協情報交換会	名鉄グランドホテル	11月13日(日)	税に関する作品合同表彰式	イオン八事
14:00～			10:00～		
10月13日(木)	【全法連】全国大会(千葉大会)	幕張メッセ	11月14日(月)	正副会長会	メルパルク名古屋
終日			14:00～		
10月21日(金)	大規模法人部会 合同講演会・研修会	熱田神宮会館	11月14日(月)	役員総集会「税を考える週間」記念 税務署長講演会	メルパルク名古屋
14:00～			15:00～		
10月23日(日)	昭和区区民まつり	鶴舞公園	11月24日(木)	年末調整等研修会	名古屋市公会堂
終日			10:00～ 13:30～		
10月23日(日)	天白区区民まつり	天白公園	11月25日(金)	【全法連】第36回全国青年の集い(沖縄大会)	沖縄アリーナ
終日			終日		
10月24日(月)	女性部会・社会貢献コンサート・講演会	メルパルク名古屋	11月30日(水)	【県連】運営研究会	名古屋東急ホテル
13:30～			14:30～		
10月27日(木)	【県連】女連協情報交換会	名鉄グランドホテル	12月7日(水)	【県連】税制講演会	ウインクあいち
14:00～			14:30～		

(ご注意) 今後新型コロナウイルス感染症の拡大により、計画した行事を変更または中止する場合がありますのでご了承願います。



**アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を受託しています。**

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。



〈引受保険会社〉 **アフラック** 愛知総合支社 法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

**がんばる企業のベストパートナー
愛知県中小企業共済**

選べる「2種類」のがん共済 × ニーズに合わせて「最大4口」まで

がん総合共済

がん医療共済

- 傷害共済
- 生命傷害共済
- 経営者医療共済
- 従業員医療共済
- 従業員弔慰金共済
- 弔慰金共済



フリーコール 0120-00-9967

〈受付時間〉平日9:00~17:00

資料請求はこちら ▶ <https://www.ack-kyosai.or.jp>

QRコードから
ご覧頂けます



「中小企業共済」は営利を目的としない愛知県知事が認可する事業協同組合です。

本 部 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)16階

愛知県中小企業共済

昭和法人会広報委員

この会報は右記委員で企画・編集しています。ご意見・ご感想、お寄せ下さい。

- | | | | |
|------------|-------|--------------|-------|
| ワイクリード(株) | 吉田 英晃 | (株)Kホールディングス | 川崎 諾 |
| ブラザー不動産(株) | 神谷 陽志 | (株)大栄商会 | 川村 貴子 |
| 日本パーツ機器(株) | 後藤 秀臣 | | |

法人会会員のみなさまに



keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これまでも、これからも企業の繁栄を
サポートしつづける経営者大型総合保障制度です。

 **大同生命保険株式会社**

名古屋南支社/
名古屋市中区金山1-13-13(金山プレイス7F)
TEL 052-331-3360

 **AIG損害保険株式会社**

名古屋支店/
愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)
TEL 052-685-6194

 **公益社団法人 昭和法人会**
<https://www.showahoujinkai.jp/>



公益財団法人 **全国法人会総連合**
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>
一般社団法人 **愛知県法人会連合会**
<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/aichiken/>

 **消費税期限内納付**
推進運動